

ID: 492

担当部署: 総務課

処分の概要	同一請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第27条第4項		
法令番号	平成17年政令第55号		
<p>【基準】</p> <p>政令第27条の規定による。 (同一請求代表者証明書の交付)</p> <p>第27条 同一請求代表者は、前条第2項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から7日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面(以下「同一請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。</p> <p>3 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>4 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日